

平成 30 年 10 月 1 日

株主各位

大阪市北区中之島三丁目 3 番 3 号
株式会社椿本チェーン
代表取締役社長 大原 靖

単元株式数の変更に関する公告

当社は、平成 30 年 3 月 22 日開催の取締役会決議により、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき定款を変更し、平成 30 年 10 月 1 日をもって、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたしましたので、会社法第 195 条第 2 項及び第 3 項に基づき、公告いたします。

なお、当社は、平成 30 年 6 月 28 日開催の第 109 回定時株主総会決議に基づき、同年 10 月 1 日を効力発生日として、当社株式について 5 株を 1 株にする株式併合を行っております。

以上

(ご参考)

上記変更に伴い、平成 30 年 9 月 26 日をもって、東京証券取引所における売買単位は、1,000 株から 100 株に変更されております。

なお、株主の皆様におかれましては、特段のお手続きの必要はございませんので、念のため申し添えます。